

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第75号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年4月16日 06時40分ごろ
発生場所	青森県佐井村矢越漁港北東方沖 佐井村所在の佐井港北防波堤灯台から真方位219°0.8海里付近 (概位 北緯41°25.5′ 東経140°50.9′)
事故等調査の経過	平成26年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 拓洋丸、0.8トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-37242（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機等が濡損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、矢越漁港北東方沖において、船首を西方に向けて漂泊し、船長が右舷船首部のラインホーラを使用してうに籠の揚収作業を行っていた。 本船は、うに籠約120個を揚げ終え、船首が西風によって北方を向くようになったところ、大きな波を左舷正横に受け、揚収したうに籠を入れた容器を固定していたロープが切れて容器が右舷側に移動し、平成26年4月16日06時40分ごろ右舷側に傾斜して転覆した。 船長は、転覆と同時に落水し、転覆した本船の船底に上がっていたところ、付近で操業していた僚船に救助され、本船は、他の僚船によって矢越漁港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4（最大瞬間風速約11m/s） 海象：波向 西、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期 佐井村には、本事故当日03時33分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
その他の事項	船長は、うに籠を揚げ終えた後、船外機を始動して移動する予定であったが、揚げ終えた直後であったため、大きな波が接近することに気付いたものの、船外機を始動する余裕がなかった。 佐井村沿岸におけるうに籠漁は、うに籠の揚収及び投入時間が定められており、本事故時、付近には多数のうに籠漁の漁船が操業していた。 船長は、救命胴衣を着用していた。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、矢越漁港北東方沖において、漂泊してうに籠の揚収作業中、うに籠を揚げ終えた際、波を左舷正横に受けたことから、積載物が右舷側に移動し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、矢越漁港北東方沖において、漂泊してうに籠の揚収作業中、うに籠を揚げ終えた際、波を左舷正横に受けたため、積載物が右舷側に移動し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漂泊中は、横波を受ける態勢とならないよう、常に機関を使用できる状態としておくこと。</li> <li>・ 積載物が移動しないように適切に固定すること。</li> </ul>